

平成29年度 第15回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成30年2月28日(水) 午後1時30分から
2. 場 所 高山市役所 行政委員会室
3. 出席者 委員会 中野谷教育長、針山委員、打江委員、野崎委員、長瀬委員、白田委員
事務局 北村教育員会事務局長、西野教育総務課長、大森学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、学校教育課 中井、牛丸、文化財課 押井、教育総務課 直井
説明員 高原市民活動部長、坂上生涯学習課長、協働推進課 駒屋
4. 欠席者 委員会 欠席なし
5. 署名者 打江委員

午後1時30分開会

- 中野谷教育長 本日の委員会は、出席者6名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成29年度第15回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- 中野谷教育長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、「打江委員」を指名いたします。
- 中野谷教育長 前回定例会の会議録について承認を行います。
まず、前回定例会の会議録について「針山委員」お願いいたします。
- 針山委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。
- 中野谷教育長 ありがとうございました。
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

- 中野谷教育長 前回、定例会の会議録は、調製のとおり承認されました。
- 中野谷教育長 次に、諸般の報告をさせていただきます。

(中野谷教育長報告)

- 中野谷教育長 それでは次に、日程第1、議第27号「平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関

する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○中野谷教育長　それでは、ただ今お諮りしました議第27号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長　ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、公開しないことに決しました。

○中野谷教育長　それでは、改めまして日程第1、議第27号「平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○大森学校教育課長　＜資料に基づき説明＞非公開

○中野谷教育長　事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(非公開)

○中野谷教育長　ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○中野谷教育長　それでは、ただ今議題となっております議第27号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長　ご異議なしと認めます。よって、議第27号について、事務局説明のとおり決しました。

○中野谷教育長　次に日程第2、議第28号「高山市学校給食費規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
事務局より説明願います。

○瓜田学校給食センター所長＜資料に基づき説明＞

○中野谷教育長　事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員　給食費の年額を変更することにより給食の回数も変更するということですが、189日分が上限になるということですか。

○瓜田学校給食センター所長 給食費の変更に伴い小中学校とも189日分を上限に提供しようとするものです。年間の中で給食を供給する日、しない日がでできますので、2月末に精算し供給しなかった日の分は返還いたします。日数を変更するには規則改正が必要になりますので、そのような事由が生じた場合にはご協議させていただきます。

○中野谷教育長 繰り返しとなりますが先程説明にありましたとおり、平成30年度は前期の始業式と後期の修了式には給食の供給はなく、それ以外で189日分が供給されますのでよろしくお願いいたします。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第28号について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号について、事務局説明のとおり決しました。

○中野谷教育長 それでは次に日程第3、報告50「高山市立国府小学校敷地の一部の所管替えについて」を事務局より報告願います。

○西野教育総務課長<資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

○中野谷教育長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは次に日程第4、報告51「平成29年度飛騨高山教育実践論文について」を事務局より報告願います。

○大森学校教育課長<資料に基づき説明>

○長瀬委員 審査結果を見て特定の学校に偏ることなく大半の学校から論文の応募があったことが素晴らしいですし、応募された先生だけではなく、他の先生方にも良い影響を及ぼしているものと推察しました。

教育委員会としてはより多くの先生方からの応募が大切であるとは考えますが、

働き方改革にも関連することで、その事が各学校の負担にならないよう配慮する必要があります。

○打江委員 教職員の皆さんは日々多忙な中で、授業に加え研究を行い論文としてまとめられている事に敬意を表します。入賞作品の公表などはどのようになっていますか。

○大森学校教育課長 入賞作品については、発表の場などを設けるには至っていませんが、教育研究所が発行する「研究所のあゆみ」に掲載し功績を称えとともに、研究結果を公表し模範となる取り組みを教職員に普及するよう取り組んでいます。

○打江委員 一般的に頑張った子どもを褒めなさいといいますが、教職員の方々の功績も評価する必要があります。この事業を行うことにより、モチベーションの向上につながると考えますか。

○大森学校教育課長 先生方は個々の利益のためではなく児童生徒のための取り組みとして行っていますが、事業を通して評価いただくことはモチベーションの向上にもつながりますし、研究を行い広めることで市の教育力向上につながっていると捉えています。

○長瀬委員 研究分野として小学校の外国語活動に関する研究が3点あったことを嬉しく思います。取り組みが継続され実践論文として応募があることに、次期学習指導要領に対する学校現場の意識の高さを感じました。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは次に日程第5、報告5-2「高山市文化財審議会への諮問にかかる専決報告について」を事務局より報告願います。

○中井文化財課長 <資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中野谷教育長 文化財指定の解除を決定した際の伐採のスケジュールや費用について説明をお願いします。

○中井文化財課長 今後のスケジュールとしては、審議会の意見を踏まえ3月6日開催予定の臨時会に指定解除の議案を提出したいと考えております。その会議において正式に解除が決定しましたら所有者にその結果を報告いたしますが、ご本人は危険性が高いことから早期の伐採を検討されているとお聞きしております。なお、伐採に関する経費は所有者の負担となります。

- 中野谷教育長 伐採費用に対する助成はありましたか。
- 文化財課押井 指定解除の案件ですので助成制度はなく、費用は全て所有者の負担となります。
- 中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 中野谷教育長 それでは次に日程第6、報告53「社会教育委員の活動について」を事務局より報告願います。
- 坂上生涯学習課長<資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- 針山委員 モデル的事業の認定については、新規事業や活動を活性化するような事業が含まれると考えますが、予算については追加予算が交付されますか。
- 協働推進課駒屋 現在、市には20のまちづくり協議会があり、総額2億5千万円の予算を協議会毎に一定の配分により計算したものを上限として交付しています。今回のモデル的事業については、現在の交付金に上乗せし追加支援しようとするものです。
- 野崎委員 モデル的事業の認定について、もう少し教えてください。新規事業や既存事業を改善したものが協働のまちづくり推進会議で認定することは理解しましたが、同じような事業でモデル的事業となるものと既に活動している事業の違いが少し分かり辛いのですがもう少し説明ください。
- 協働推進課駒屋 資料別紙2の下段にイメージ図がありますが、各協議会により新規事業に取り組みたいが交付金に余裕がない、交付金には余裕があるが事業の展開方法が分からない、或いは現在の事業を更に活性化したいなどの課題があります。
モデル事業の仕組みとしては、他の協議会が事業化しておらず今後その取り組みや成果が他の協議会のモデルとなり得る先駆的事業や、モデル的事業の成果を踏まえ別の協議会においてそのモデル事業を活用し自分の協議会における新規事業として取り組むもの、或いは将来的な課題に対応できるよう現在の事業の見直しや拡充を行うことにより展開しようとする事業などに対し、協働のまちづくり推進会議での事業認定を条件に追加支援をさせていただくものです。
- 野崎委員 推進会議での協議が重要になるということですね。
- 協働推進課駒屋 モデル的事業については、どの協議会でも実施していない新規事業や既に実施されている事業でも他の協議会のモデルとなり得る事業が考えられますが、自薦なのか他薦なのかなどを含め認定の仕組みの詳細については、今後、推進会議で議論さ

れることとなります。

○野崎委員 認定基準は、各まちづくり協議会に影響する重要な基準となりますので十分な議論をお願いします。

○協働推進課駒屋 はい、わかりました。

○長瀬委員 モデル的事業は単に認定するだけではなく、その成果を踏まえいかに展開するかが重要であるとあると考えます。事業内容や成果を他の協議会にどのように周知し活用するのか教えてください。

○協働推進課駒屋 モデル的事業については、事業費を追加支援するだけではなく、その検証が必要と捉えています。例えば平成30年度で認定された事業については、平成31年度の推進会議で検証し各まちづくり協議会で情報共有を行いすすめたいと考えます。

○長瀬委員 まちづくりの課題解決を行う新たな取り組みであると感じます。しっかり検証を行い各協議会がタイムリーに情報共有することで、より良い事業展開が図られるよう配慮ください。

○針山委員 少し具体的な話になりますがお聞きします。教育委員会でも子どもの居場所づくりの必要性を感じ取り組みを行っています。ある協議会の方と話した事がありますが、子ども食堂や子ども向けフリースペースのアイデア等をお持ちでした。事業を展開するには場所の提供や消耗品などの事業費、スタッフの確保等が必要になると思いますが、どのような経費が対象となる予定ですか。

○協働推進課駒屋 やはり事業を行うには場所の確保、事業経費に加え、活動を展開する人材も必要になるかと思えます。人材についてはボランティア等の方法も考えられますが、モデル的事業としてしっかりとした活動を行う必要がありますので、事務局としては人件費についても対象経費になり得るものと考えています。

○打江委員 各まちづくり協議会への支援金は計算に基づき配分されていますが、使用しなかった支援金は市に返還するのですか。

○協働推進課駒屋 支援金は配分方法に基づき上限を定め交付していますが、市の財政的な性格としては補助金になりますので、活動に充てられていない部分については返還いただいています。従いましてモデル的事業の追加支援については、まずは支援金を使っていただき不足している部分を追加して支援を行うものとなります。

○打江委員 モデル的事業の財源は、この返還金を充てるものではないのですね。

- 協働推進課駒屋 はい、返還金とは別になります。現在、支援金を全て使い切っている協議会が新たな事業に取り組もうとした場合には、既存事業を見直すか自己資金を確保する方法となり課題となっています。まちづくり活動を継続し活性化していくために、まちづくり協議会の新たな仕組みとして追加するものです。
- 野崎委員 支援金的な仕組みもそうですが、積極的に活動しようとする協議会は更に活動が充実し、活動を活性化できない協議会と活動内容に差が生じると思いますが、その辺りの指導はどのようになっていますか。
- 協働推進課駒屋 まちづくり活動については自発的に活動を行うことが前提であり、それぞれに特色があるものと思います。協議会の仕組みとして、推進会議や事務局長会議などがありますので、そのような場で情報共有を行い全体の活動が活性化されるよう努めたいと思います。
- 針山委員 まちづくり協議会の取り組みは、市の仕組みが立ち上がってから数年経過し、試行錯誤の段階から内容を充実していく段階に入っていると思います。市として大きな予算を入れていますので、活動のマンネリ化や消化型にならないようにする必要がありと思いますが、指導などの体制はどのようになっていますか。
- 協働推進課駒屋 人的支援としましては、各まちづくり協議会に市職員2名をまちづくり担当職員として配置し、役員会や理事会等の企画調整会議に出向き、行政的視点から助言をしております。事務局側への支援としましては、高山地域は協働推進課、支所地域は各支所の職員が担当し活動を支援しています。
- 白田委員 モデル的事业についてはイベントなど単発的な性格の事業は対象となりますか。また、認定の範囲としてはまちづくり協議会の大きさにより活動内容の規模や質も異なると思いますし、活動当初はアドバイザー費用などの初期経費も考えられるので、予算規模については適宜見直されていくと考えていいですか。
- 協働推進課駒屋 認定のポイントとしては、地域の課題解決につながる持続可能な事業であり、イベントのような単発事業は対象とならない予定です。モデル的事业の取り扱いですが、委員仰せのとおり団体規模、人口構成、地域性に違いがありますので、既存のモデル的事业をそのまま他の団体に活用できるものではなく、事業規模や予算も異なってくると思いますので、推進会議においてしっかり検証しながら必要な事業に必要な追加支援を行うことになろうかと思っています。
- 中野谷教育長 子ども食堂や子どもカフェ等の取り組みをしている協議会はどの程度ありますか。
- 協働推進課駒屋 子どもの居場所づくりにつながる寺子屋活動は5～6団体で行われ、大人では子ども食堂が、花里ではサロンを活用し食事などもとれるようになっています。これ

らに限らず、子どもの居場所づくりは各協議会でも課題と捉えており、議論がすすめられているところです。

○中野谷教育長　　ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長　　それでは次に日程第7、報告54「損害賠償について」を事務局より報告願います。

○西野教育総務課長<資料に基づき説明>

○中野谷教育長　　事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

○中野谷教育長　　ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長　　それでは次に日程第8、報告55「平成30年度高山市予算について」を事務局より報告願います。

○北村教育委員会事務局長<資料に基づき説明>

○高原市民活動部長　　<資料に基づき説明>

○中野谷教育長　　事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○長瀬委員　　まず、市予算総額が減額している現状において、教育費は対前年で0.4%増額されていることに感謝します。30年度というよりは31年度予算を考えた場合の話ですが、高山市の教育の特色は何かと考えたときに、私としては教育大綱の出だしでもある「一人ひとり」を大事にした教育を展開していることだと考えており、外に向かっても高山市は真に一人ひとりを大事にしていることを発信していく必要があると思っています。では予算においてどのような手立てがとられているかを見ると、説明にもありました特別支援員や保健相談員、図書館指導員があり不登校への対応もありますが、31年度に更に一人ひとりを大事にしていることを打ち出した、市の教育の特色が分かるような予算にしてはと個人的には思っています。

また、高山市は国際観光都市として昨年も40万人以上の外国人が宿泊し特色にもなっており、それに連動した教育を展開していくことも面白いと思っています。外国語教育の重要性が増しており、その分野の教育が手厚く充実していくような予算編成も大事ではないかと考えます。

予算を例に話をしていますが、高山市の教育というものをしっかり考え特色を打ち出すことにより、予算編成を行ったり事業展開をしてはどうかと感じています。

○打江委員 点検評価委員からも指摘がありました短期大学の助成金の件ですが、昨年大学において経営上の問題がありました。この事を精査した予算となっていますか。

○西野教育総務課長 この件については以前にもご説明しましたが、同大学は政府が全額出資する日本私立学校振興・共済事業団から助成を受けていますが、こちらでの見解はまだ出ていない状況です。第三者委員会からは、経営の健全化という点においてはやや問題であり不適切ではないかという意見はありますが、法的に違反するものではないと報告されており、国も同様の見解で処分の予定はないようです。現在は事業団の見解がどのようになるかを見守っている状態ですが、市における高等教育機関としては重要な位置づけにあると認識しているところです。今年度中には何らかの見解が出されるのではないかと考えていますので、改めて報告させていただきます。

○針山委員 日頃、スポーツの普及が大事だと思っており、新規・拡充事業としてトップアスリートの招へいやジュニアゴルフ育成事業、飛騨高山ブラックブルズに対する助成に関する予算が計上されていることを嬉しく思います。様々なスポーツがありますので、ぜひ子ども達に多様なスポーツに触れ合える機会を創出いただくようお願いいたします。

○高原市民活動部長 トップアスリート招へい事業については、プロに限らず実業団、社会人等において国内・海外で活躍する選手を招へいするものです。ゴルフもそうですが、市民の皆様が多様なスポーツに興味を持ち触れ合えるよう努めてまいります。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
ここで会議を一旦、休憩します。
再開を午後3時30分からとします。

(休憩 午後3時15分～午後3時30分)

○中野谷教育長 休憩を解いて会議を続行します。

○中野谷教育長 それでは次に日程第9、報告56「平成30年度高山市小・中学校教育の方針と重点について」を事務局より報告願います。

○学校教育課牛丸 <資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○打江委員 シンプルで分かりやすい方針と重点になったと思います。裏面の指導の重点を見ながら少し思ったことですが、健康教育の中で「心身の状況」の後に括弧書きで「アレルギー対応」と書かれています。アレルギーで肌が荒れたり赤くなり悩む方が増

えているようですが、思春期は敏感な年頃であり、特に女の子の場合など登校したくないと思う時もあるのではないのでしょうか。アレルギーの方の対応だけでなく周りの方で支え守ってあげられるような雰囲気や体制等も含めたアレルギー対応になるとよいと感じました。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは次に日程第10、報告57「平成30年度高山市小中学校の主な行事予定について」を事務局より報告願います。

○大森学校教育課長<資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○長瀬委員 現段階では卒業式の期日は確定していませんか。

○大森学校教育課長 はい、現段階では期日は未定となっています。校長会の方で調整を行い決定してくこととなりますが、中学校は概ね高校入試の2日前頃が通例となっています。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは次に日程第11、報告58「平成30年度高山市小学校研究指定校について」を事務局より報告願います。

○大森学校教育課長<資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○野崎委員 質疑ではありませんが、新規でがん教育総合支援事業がありますけれど、国民の2人に1人が癌になる時代で若い方の発症も増えています。癌になる20代、30代の方たちは子ども頃からの睡眠や食事がすごく影響していることがあり、癌のみならず健康教育を多くの学校で取り組み、児童生徒や保護者、先生方が健康に関心を持つことを望みます。

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは次に日程第12、報告59「平成30年度校長・教頭研修会研究協議グループテーマについて」を事務局より報告願います。

○大森学校教育課長<資料に基づき説明>

- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- 中野谷教育長 校長会並びに教頭会にも担当主事が参加し8つのテーマについて協議を行っていただきますので、興味がありましたら委員の皆様にも参加いただけますのでよろしくお願ひします。
- (質疑なし)
- 中野谷教育長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 中野谷教育長 それでは次に日程第13、報告60「高山市中学校部活動運営・指導の基本事項について」を事務局より報告願ひます。
- 大森学校教育課長<資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- 針山委員 平成29年度の中学校部活動運営・指導の基本事項に基づく取り組み状況と平成30年度の改訂案をお聞きしました。54ページ、6.部活動の経費の(3)の②に保護者負担額の記述がありますが、月額にすると約6千円以内の負担ですか。
- 大森学校教育課長 各校がこの基本事項に基づき活動していますので、年額予算ですと7万円以内の負担になるようにしていますので、月額ですと平均6千円以内となります。
- 針山委員 国においても部活動の外部指導者の話が出ており、働き方改革のこともありますが、先生方も学校にある部活を経験された方ばかりではないですし、女性ですと体育系の部活は躊躇される方もみえるかもしれません。そのためにも外部指導者は必要だと思ひますが、経済的に苦しい家庭もありますのであまり負担を求める事はできません。市の助成額は年額1万5千円となっていますが、この辺りを見直す方法がないかと考えていまがどうですか。
- 中野谷教育長 高山市の中学校における部活動は全員が参加している訳ではなく、学校により希望制であったり参加を推奨していたりと様々です。その意味からもこれまでは教育委員会が主体的に関与することはなく、支援についても必要な範囲となっていました。働き方改革においては部活動のあり方が問われたり、生徒数の減少により部活動の維持が困難になっている側面もあります。今後どのような方向性にあるべきかという事は校長会だけの判断ではなく、教育委員会としても大きく関与していく必要性が出てきています。その中において、部活動指導者のあり方なども考えていく必要がある現状だと考えています。

- 針山委員 部活動は教育にとっても重要であると国も示していますが、このことは学校からも毎年要望として聞いていますけど市だけでは対応できない部分もありますので、国や県に要望していかないと解決できないのでは思っています。新指導要領をむかえ今後の教育をすすめるうえでも対応が必要ではないかと感じます。
- 中野谷教育長 部活動に関しては学校現場としっかりした対話をしなければ、誤った指導をしたり学校を束縛したり、子ども達に負担をかける可能性があるため慎重な対応が必要だと思っています。このまま維持するのがよいのか、縮小することを考えるのかを子どもの数が減り他校と合同で活動している現状も踏まえながら、学校との対話をしっかり行っていくことが必要だと思っています。
- 打江委員 私も子どもが部活でお世話になり、土日もなく指導いただいた先生方に感謝しています。現在はこのような部活に関する指導事項があり、活動日など細かく定められていますが保護者の方にはどのようにして周知しているのですか。
- 大森学校教育課長 基本事項については、県の指針に基づき校長会において市の基本事項として定めているものです。内容については、主に4月のPTA総会の以降に部活動の保護者会が行われ、その場等を活用して示されています。
- 長瀬委員 先程の校長・教頭研修会のグループテーマに係わることですが、この部活動のことに言え、教育委員会として今後の部活動のあり方を議論し一つの方向性を検討し、それを基に学校と調整していく必要があるのではないかと思います。
- 大森学校教育課長 8つの研究テーマについては今年度も取り組まれ学校教育課の指導主事も参加しますので、事務局として課題を持ち帰り課内の検討会議を行っています。教育委員の皆様とも協議させていただき、教育委員会の方向性としてまとめ研修会に示していきたいと思えます。
- 中野谷教育長 ご質問も尽きたようでありますから、以上で質問を終結いたします。
- 中野谷教育長 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。
- 西野教育総務課長 <資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質問等はございませんか。
- 中野谷教育長 ご質問もないようでありますから。以上で質問等を終結します。
- 中野谷教育長 その他に報告がありましたら順次報告願います。

<その他の報告なし>

○中野谷教育長　それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

(協議)

【3月29日　午前1時30分】

【4月27日　午後1時30分】

【5月定例会　後日調整】

○中野谷教育長　それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成29年度第15回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後4時40分閉会